

地域共生社会の実現に向けた 市町村社協の実践事例の紹介

〜東松島市社会福祉協議会の取組〜

取り組んでいること

東松島市社会福祉協議会(以下「東松島市社協」という。)を含む市内の6つの社会福祉法人が「東松島市社会福祉法人連絡会」(以下「連絡会」という。)を設立しており、東松島市社協がまとめ役となり、協働・連携し、地域における公益的な取組を実施しています。

また、東松島市社協では、包括的な支援体制づくりや地域共生社会の実現を目指すために「ひがまつ相談支援包括化推進会議」を設置・運営しており、その会議に何らかの理由で住居確保が難しくなった方への支援、検討を行う「東松島市居住支援部会」を設置・運営しています。

今回は東松島市社協事務局長・阿部誠さんと相談支援包括化推進員・木村佳美さんのお二人に取材し、東

松島市社協における地域共生社会の実現に向けた取組についてお話を伺いました。



▲東松島市社会福祉協議会 阿部誠 事務局長 (左)
木村佳美 相談支援包括化推進員 (右)

きっかけ

「東日本大震災が大きな転機だった」そう語るのは阿部事務局長。「社協というのは住民から相談を受けるところなのに、東松島市社協では震

況と一緒に考える場ができて、各法人の連携が強くなっている気がする」と目を輝かせていました。

また、連絡会の活動の中で市内の法人に「福祉なんでも総合相談窓口」を置き、高齢者施設でも障害者施設でも分野に関わらず相談を受け止め、複雑なケースについては東松島市社協につないでもらうように申し合わせています。各法人の相談員同士が情報交換を行ったり相談技法のスキルアップ研修を行ったりして法人の垣根を超えた連携が生まれています。

「東松島市居住支援部会」

東松島市社協が「東松島市居住支援部会」を立ち上げた経緯は、生活者困窮事業を東松島市から受託しており、その相談の中で家賃が払えなくて退去させられたり、昨日刑務所を出所してきた人のための住居探しの難航など住まいの問題が意外と多いことに気づいたからでした。しかし、市内で住居支援を行っている団体もなく、支援の仕方がわからない状況でした。不動産会社と連携し、ネットワークの構築を図りながら困っている人の支援に結び付けなくてはいけないと感じ

じたため、「東松島市居住支援部会」の立ち上げに至ったそうです。

「昨年、地域包括支援センターと金融機関で相談会を開催しました。金融機関も地域貢献という分野を重視しているので、相談会だけでなく困りごとの相談で連携できている。お金の面でどうしたらいいかわからない時があるの、その時は金融機関に力を借りて協力してもらっている」と木村さんは話します。相談の中から地域住民の支援ニーズを把握し、実践されているのが印象的でした。

連携の成果

昨年、個別支援事例が発生し、福祉制度の狭間に陥り、公的サービスが受けられない相談者について、「連絡会」の各法人の相談員で支援内容を検討しました。その結果、自宅で入浴できなかった方が各法人の浴室を使い、週替わりに順番に入浴できるようにになりました。その入浴の送迎は東松島市社協が行っています。

今後の意気込み

阿部事務局長は「東松島市社協に

災前はそういう人員配置が不十分でできていなかった。震災後に被災者支援を行う中で地域に入っていくようになり、改めて社協とは何をするところなのかということを考え直した」と振り返ります。

平成24年に全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)で経済的な困窮や社会的孤立などの福祉課題・生活課題の解決に向けて、社協活動のあり方や今後の活動強化の方向性をまとめた『社協・生活支援活動強化方針』が示されました。東松島市社協では、被災者支援をする中で地域福祉の取組にどうつなげていくか考えていくこととなりました。

その後『社協・生活支援活動強化方針』が見直され、東松島市社協は、強化方針にある①あらゆる生活課題への対応、②地域のつながりの再構築という「2本の柱」を目指しながら地域福祉に取り組みました。現在、その2本の柱は「地域共生社会」の実現に向けた社協実践として全社協でも推進しているものです。

「東松島市社会福祉法人連絡会」

平成28年に社会福祉法が改正さ

は地域住民と一緒に動くCSWもいる。専門の相談機関を調整する役割の相談支援包括化推進員がいる。自分たちだけでは解決できないことでも住民の方々は地域の中で困っている人の状況を驚くほど知っている。地域の人に福祉のことをわかしてもらおうというのはおこがましい。我々が思う以上に住民には福祉的な視点があるので、住民の方々と連携を深めていきたい」と使命感に燃えていました。

木村さんは「さらにいろんな分野との連携を深めていきたいと考えている。また、地域の方々に東松島市社協の取組を見せたいとも思っている。見せることが大事と思っているが、その見せ方がすごく難しいと感じて

れ、地域における公益的な取組が法制化されました。

木村さんは「東松島市社協では以前から市内の社会福祉法人同士の連携が必要と想っていた。一度、市内の社会福祉法人でどういうことをしたらいいのか、話し合いをしようという取組が連絡会の設立につながった」と語ってくれました。

そして各法人から「地域における公益的な取組と一緒に行動するならば、東松島市社協に引っ張ってもらいたい」という声をいただき、市内の地域福祉のまとめ役として期待されているのだと感じたそうです。

平成30年に「宮城県小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(実施主体:宮城県社会福祉法人経営者協議会)に参画し、地域における公益的な取組に向けた意見交換会や福祉・介護人材確保に関する映画会などを協働・連携しながら行いました。

他の社会福祉法人は、木村さんが思っている以上に協力的だったそうで「地域における公益的な取組を単独の法人だけで行うのは難しく、どう実施すればいいのかわからない状

いる」と今後の課題を見据えています。

取材をとおして

東松島市社協では、地域住民の支援ニーズを把握し、それぞれでは繋がりが薄かった社会福祉法人や民間企業、住民の手をしっかりと繋いで、安心して暮らせるネットワークを独自に構築していました。それは、地域の方の生活に目線を合わせ、地域の一員として共に取り組む姿勢そのものでした。この取組が紹介されたことで、他の市町村社協の地域共生社会の実現に向けた手掛かりになれたいと思います。

※CSW(コミュニティーワーカー)とは…

高齢者、障害を持つ方や生活困窮者など、地域で困っている人を支援するために、地域の人材、制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行うたりする役割を担っています。



▲「福祉なんでも総合相談窓口」の看板は、「東松島市社会福祉法人連絡会」の各法人に設置されています。